六　地方自治法第七十四条の二第一項（同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による直接請求の署名簿の審査に関する事務又は同法第七十六条第三項の規定による議会の解散の投票、同法第八十条第三項の規定による議員の解職の投票若しくは同法第八十一条第二項の規定による長の解職の投票に関する事務

七　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第十条第一項の規定による検察審査員候補者の予定者の選定に関する事務

八　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第二十一条第一項の規定による裁判員候補者の予定者の選定に関する事務

（令第七号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）

第六条　令第七号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他のこれらの地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務（固定資産の評価に関する事務を除く。）

二　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による固定資産課税台帳の登録事項等の通知に関する事務

（令第八号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）

第七条　令第八号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二章から第六章まで又は第八章（第百二十七条から第百二十九条までを除く。）の規定による戸籍に関する事務

二　住民基本台帳法第九条第二項の規定による通知に関する事務

三　人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）第三条又は人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）第一条若しくは第二条の規定による人口動態調査票の作成に関する事務（同令第二条の規定による人口動態調査票を保健所長に送付する事務を除く。）

四　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条又は第八条の規定による埋葬、火葬又は改葬の許可に関する事務

五　公職選挙法第三十条の十三第一項の規定による通知（戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合における当該通知に限る。）に関する事務

六　日本国憲法の改正手続に関する法律第四十三条第一項の規定による通知（戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合における当該通知に限る。）に関する事務

［新設］

［新設］

（令第七号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）

第六条　令第七号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う個人の道府県民税（都民税を含む。）若しくは市町村民税（特別区民税を含む。）、法人の市町村民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税又は森林環境税の課税標準の更正又は決定、税額の更正又は決定、納税の告知、督促、滞納処分その他のこれらの地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務（固定資産の評価に関する事務を除く。）とする。

［新設］

（令第八号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）

第七条　［同上］

一　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による戸籍に関する事務

二　住民基本台帳法による住民基本台帳に関する事務（同法第九条第二項の規定による通知に関する事務に限る。）

［新設］

［新設］

［新設］